

財務省 同時発表

平成 29 年 8 月 4 日

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての仮の決定をしました

経済産業省及び財務省は、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産ポリエチレンテレフタレートに関し、不当廉売関税の課税の可否に関する調査を実施してまいりました。不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定するに至ったことから、本日付で仮の決定をいたしました。

1. これまでの経緯

経済産業省及び財務省は、昨年 9 月 6 日に三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社及び越前ポリマー株式会社から「中華人民共和国の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税を課することを求める書面」が提出されたことを受け、同年 9 月 30 日から、当該不当廉売関税の課税の可否に関する両省合同の調査を実施してまいりました。

（注）高重合度ポリエチレンテレフタレートは、主としてテレフタル酸単位とエチレングリコール単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであるポリエチレンテレフタレートのうち、固有粘度数が 0.7dl/g 以上のものである。一般に、熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、白色のペレット状で販売されており、主にボトルやシートに加工され使用されている。

2. 調査概要

調査において、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設け、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）の供給者等に対する客観的な証拠の収集等を行った結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定するに至ったことから、本日付けで仮の決定をいたしました。（本日付け告示）

3. 今後の予定

今後は、仮の決定に対する利害関係者からの証拠の提出、意見の表明の機会を設けるとともに、WTO協定に定められた国際ルール及び関係国内法令に基づいて引き続き調査を行います。これらを踏まえ、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当

該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の可否を政府として判断することとなります。

なお、調査の経緯等に関する詳細な内容については、下記の URL をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/izen.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室長 寺西

担当者: 十二

電話:03-3501-1511(内線 3256~8)

03-3501-3462(直通)

03-3501-0992(FAX)

製造産業局 素材産業課長 湯本

担当者: 岩谷、喜多

電話:03-3501-1511(内線 3731~40)

03-3501-1737(直通)

03-3580-6348(FAX)